

議案第 36 号

伊賀市環境保全負担金条例の一部改正について

伊賀市環境保全負担金条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 8 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市環境保全負担金条例の一部を改正する条例

伊賀市環境保全負担金条例（平成 16 年伊賀市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「受入れ期間」を「搬入期間」に改める。

第 4 条第 1 項中「受入れ又は処理」を「搬入」に改め、同条第 2 項中「一般廃棄物総重量」を「搬入した一般廃棄物の総重量」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、一般廃棄物のうち焼却処理を行うもの（以下「焼却処理一般廃棄物」という。）の搬入を引き続き 10 年を超えて承認している場合は、その搬入を承認した期間の初日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の翌年度（当該 10 年を経過する日が 4 月 1 日である場合は、その年度）以後の負担金の額は、搬入した当該焼却処理一般廃棄物の総重量 1 トン当たり 2,000 円とする。

第 5 条第 1 項第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 6 条中「受入れ又は処理」を「搬入」に改める。

第 9 条第 2 項中「一般廃棄物搬入」を「一般廃棄物の搬入」に改める。

第 10 条第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 14 条中「受入れ」を「搬入」に改める。

第 15 条第 1 号中「受入期間」を「搬入期間」に改める。

第 17 条中「当該年度の 3 月 31 日まで」を「1 年間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条第1項及び第2項、第5条、第6条、第9条、第10条、第14条、第15条並びに第17条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日における搬入は、この条例による改正後の伊賀市環境保全負担金条例第4条第3項における搬入を承認した期間の算定には、適用しない。

(準備行為)

- 3 この条例の施行の日以後における搬入に係る承認に関し必要な手続は、同日前においても行うことができる。